

企業会計基準委員会 御中

平成 19 年 1 月 29 日
SBI リース株式会社 管理部

企業会計基準公開草案第 17 号「リース取引に関する会計基準（案）」及び
企業会計基準適用指針公開草案第 21 号「リース取引に関する会計基準の適用指針（案）」
に関するコメント

平成 18 年 12 月 27 日付で貴委員会が公表ならびにコメントを募集された上記公開草案につ
き、以下のとおりコメントを提出する。

1．利息相当額の配分方法について

利息相当額の配分方法については、原則、利息法が採用されているが、定額法の適用範
囲を拡大していただきたい。

利息法を採用した場合、借り手側の損益面での費用認識として、リース契約に基づいて
支払うべきリース料と差異が生じるが、あえて差異を生じさせる必要性はないものと考え
る。いわゆるリース会計問題において対応すべきは、借り手側において資産ならびに債務
をオンバランスさせるかどうかであって、損益面において、いたずらに従来処理方法（賃
貸借処理）と差異を生じさせることではない。日本国内の多くの企業が借り手として利用
するリース取引を理解しがたいものにする必要はないものとする。

2．転貸リース取引について

適用指針（案）第 108 項（セール・アンド・リースバック取引）に転貸リース取引の場
合の処理が記載されており、「・・・損益に関わる処理は要しないと考えられる。」とある。
弊社では、貸し手からリースを受け、これを概ね同一の条件で第三者に転貸する取引を一
部のリース取引において利用しており、実務的な処理の参考情報として、斯かる取引に対
応する場合の具体的な説例の記載をお願いしたい。

3．所有権移転ファイナンス・リース取引に係る会計処理について

所有権移転ファイナンス・リース取引と割賦販売取引とを会計処理上区分すべき重要な
事由は存在しないものとする。よって、例えば、借り手の場合は、「割賦販売を利用して
資産を購入した場合と同様の会計処理をしていけば、それを認める。」また、貸し手の場
合も「割賦販売と同様の会計処理をしていけば、それを認める。」ことを主旨とした、会計
処理を許容いただきたい。

4．連結決算について

弊社はリース業を主たる事業とする企業であるため、利息法のみが処理方法となる。一方、連結対象の親会社や関係会社では、『リース資産総額に重要性のない場合の取扱い』が適用できる場合、その取扱いで処理を行うことになるものと予想され、その場合、リース取引に関しての連結処理（親会社における）が煩雑となる。

かかる観点からも、上記１．記載の『利息相当額の配分方法』における簡便な方式の適用拡大を望む。

5．適用実施時期とシステム投資負担

今般のリース取引に関する会計基準変更にあわせ、弊社でもシステム（プログラム）変更が必要となるのであるが、現在示されている基準（案）ならびに適用指針（案）だけでは情報が不足していること、また、税務上の取扱いについても変更が予定されており、その詳細が示されていないため、当然のことながらシステム変更に着手できていない。

斯かる現況と人的リソースの乏しい弊社環境、またシステム変更にかかわるプログラム設計、テスト等一連の作業に必要な時間を考えた場合、平成 20 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から本会計基準が適用されることには、大きな不安を持たざるを得ない。

今般の変更は、貸し手のみならず借り手側においてもシステム変更が必要となる。従来借り手は、貸し手となるリース会社から提供された資料のみで対応しているのが実態であるものと思われ、今般あらたに借り手においてもシステム投資が必要となることを考えた場合、各社におけるリース利用度により意見は相違すると思うが、現在示されている適用時期までにシステム対応が完了するか否かについては疑問が残る。

については、適用時期についてはコメント等を参考に柔軟な対応をお願いしたい。

また、蛇足ながら、弊社において斯かるリース会計変更に伴うシステム投資は、リース契約受注増加や事務コスト改善とは全く無縁のものであり、ただコスト増をもたらすものとなることを申し添える。

以 上